

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年10月6日

高知県農業協同組合
代表理事組合長 秦泉寺 雅一

1. 競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：高知県農業協同組合
- (2) 補助事業名：高知県省エネルギー化推進事業
- (3) 工事名：JA高知県 園芸流通センター 照明改修工事
- (4) 工事場所：高知県高知市仁井田字新港 4706 番地 4
- (5) 工事概要：照明器具改修工事一式（水銀灯 32 台、蛍光灯 861 台を LED893 台に高度化及びその運転性能確認までの工事）
- (6) 工期：着工：令和5年11月6日（予定）
完成：令和6年2月13日（予定）
引渡し：令和6年2月13日（予定）
- (7) 入札事項：建設工事請負金額

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経常利益が直近3ヵ年連続赤字ではない者であること。
- (3) 申告書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約の履行地域において、行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 建設業法第3条1項の規定により、建設業（電気工事業）の許可を受けた者であること。
- (6) 建設業法第26条による技術者（主任技術者）を施工現場に専任で配置できる者であること。
- (7) 別紙1に掲げるいずれかに該当するときは参加資格から除外する。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口

名称：高知県農業協同組合 営農販売事業本部 流通企画部（企画）
住所：高知県高知市仁井田字新港 4706 番地 4
電話：088-837-6302
担当者：武政 博三
補助者：片岡 勇作
所属：高知県農業協同組合 営農販売事業本部 流通企画部（企画）

(2) 入札説明書の交付期間、連絡先及び説明場所

- ア. 期間：令和5年10月6日（金）～令和5年10月20日（金）
（土・日・祝日を除く。午前9時から午後5時まで。）
- イ. 場所：高知県農業協同組合 営農販売事業本部 流通企画部（企画）
- ウ. 電話：088-837-6302

- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限、場所及び方法
- ア. 期 間：令和5年10月6日（金）～令和5年10月20日（金）
（土・日・祝日を除く。午前9時から午後5時まで。）
 - イ. 場 所：高知県農業協同組合 営農販売事業本部 流通企画部（企画）
 - ウ. 方 法：上記場所に持参のこと。
- (4) 入札参加資格確認通知の日時及び方法
- ア. 日 時：令和5年10月23日（月）午後5時まで
 - イ. 方 法：書面（FAX送信）をもって通知する。
- (5) 現場説明会
- ア. 日 時：令和5年10月25日（水）午後1時00分～
 - イ. 場 所：高知県農業協同組合 営農販売事業本部 園芸流通センター
- (6) 見積書提出
- ア. 期 日：令和5年11月1日（水）午後5時まで
 - イ. 場 所：高知県農業協同組合 営農販売事業本部 流通企画部（企画）
- (7) 入札及び開札の日時及び場所ならびに入札書の提出方法（予定）
- ア. 期 間：令和5年11月6日（月）午前10時30分～（予定）
 - イ. 場 所：高知県高知市仁井田字新港 4706 番地 4
高知県農業協同組合 営農販売事業本部 小会議室
 - ウ. 方 法：上記場所に持参のこと。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結する事が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる時は、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

6. 苦情申し立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他手続きに関し、事業主体に対し苦情申し立てを行うことができる。

7. 支払い条件

完成検査引き渡し後、一括払いとする。

8. その他

詳細は入札説明書による。

競争参加資格通知にかかわらず、見積業務に発生する費用負担は各社にて負担する。

別紙 1 (2. 競争参加資格関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等を社会的に非難されるべき関係を有しているとき。